市民の視点から見た裁判員制度の現状と課題

－「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の一部改正案に関して－

一般社団法人裁判員ネット
代表理事　　大城　聡

裁判員法附則第９条では制度施行から３年経過後に制度の見直しを検討する旨が定められています。同条を受けて、現在、政府から「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、「政府改正案」と言います。）が提出されています。政府改正案では、裁判員制度に関して改善が必要な事項として、①極めて長期間に及ぶ事案を例外として裁判官のみによる裁判として実施できるようにする制度とすること、②甚大な災害等を想定した新しい辞退事由の類型を設けること、③選任手続きにおいて被害者などに対する配慮のための措置をとることをあげています。

私たち裁判員ネットでは、裁判員経験者へのインタビューを行い、また、裁判員裁判を市民が傍聴してアンケートに答える「裁判員裁判市民モニター」を実施しています。市民モニターでは、全国初の裁判員裁判から今日まで５９５件のモニタリング結果を得て、傍聴した裁判員裁判６２件のうち３０件で模擬評議を実施してきました。昨年５月には、裁判員制度の見直しに関して、「市民からの提言２０１４」をまとめました。また、裁判員経験者ネットワークでは、経験者の交流会をこれまでに２１回開催し、裁判員経験者の心理的負担に関するアンケート調査も実施しています。

このような取り組みを通じて、私たちは、**裁判員制度が市民参加の制度として社会に根付くためには、政府改正案で改善点とされた３点だけではなく、以下の３つのテーマに関した裁判員制度の見直しが必要不可欠**だと考えています。

１、裁判員の体験を市民が共有できるようにすること

市民が主体的に裁判員として参加できる土壌をつくるためには、裁判員の貴重な経験を共有することが不可欠です。しかし、現在の制度では、裁判員候補者にとっては候補者であることの公表禁止義務があり、「自分が裁判員候補者であること」自体も公にすることができません。また、裁判が終わった後は裁判員経験者に広範な守秘義務が課されています。これらが貴重な経験を共有する機会を妨げる壁となっています。

（１）裁判員候補者であることの公表禁止規定を見直すこと

候補者であることの公表禁止規定は、裁判員候補者への不当な働きかけを防止する趣旨で設けられています。たしかに、裁判所から具体的な日時が指定された呼出状を受け取ったことを公にしてしまうと事件が特定されるおそれがあります。しかし、毎年秋に一斉に発送される候補者通知を受け取る人は年間約３０万人に上ることから、たんに裁判員候補者になったということがわかるだけで、不当な働きかけがされる可能性はほとんどありません。

したがって、呼出状を受け取ったことは公表禁止とすべきですが、本人の同意があれば候補者通知を受け取ったこと自体は公表してもよいとするべきです（「市民からの提言２０１４」提言⑥）。

（２）守秘義務を緩和すること

裁判員の経験の核心部分である評議に関して広範な守秘義務が課されていることで、裁判員の経験を市民の間で共有することが難しくなっています。守秘義務については、裁判員の自由な討論を保障し、事件関係者を保護しながらも、裁判員の経験を共有できるように守秘義務を緩和すべきです。評議の経過や発言者を特定しない形での意見の内容、評議の際の多数決の数は、守秘義務の対象から外すべきです（「市民からの提言２０１４」提言⑪）。

※「評議の内容の中には守秘義務があるとされていますけど、評議の内容にこそやっぱり一番いろいろと感じたことだったりとか、考えさせられたことというのが詰まっていました。ですから、そういったことを公開できないとなると、やっぱり経験を話すことは、少し窮屈といいますか、委縮してしまう部分はあると思います。」（裁判員経験者　２０代・男性）

２、裁判員及び裁判員経験者の心理的負担に配慮すること

重大な刑事事件を対象とする裁判員裁判に、市民が責任をもって参加するためには、裁判員及び裁判員経験者の心理的負担について十分に配慮する体制をつくる必要があります。

裁判員経験者ネットワークで実施したアンケートでは、回答した裁判員経験者４２人のうち３０人が心の負担を感じたと回答しました。心の負担を感じた時期について尋ねたところ（複数回答可）、審理前１８人、審理中２２人、審理直後２１人、審理後しばらく経過してから１１人となっており、各段階で心の負担を感じていることがわかりました。

私たちは、裁判員及び裁判員経験者の心のケアについては、裁判員になる前の段階、裁判員を務めている段階、裁判員を務め終わった後の段階で、それぞれ次のような見直しが必要だと考えています。

（１）裁判員になる前の段階～「心の準備」ができる環境をつくること

■<u>裁判員裁判の日程を裁判所窓口及びインターネットで事前に公表する等して傍聴するための情報提供を行い傍聴しやすい環境をつくること</u>（「市民からの提言２０１４」提言④、⑦）

■<u>辞退事由（政令）に、精神的負担が重大な場合には辞退できる旨が定められていることを周知徹底すること</u>

■裁判員の体験を市民が共有できるようにすること（上記１）

（２）裁判員を務めている段階

■<u>裁判員を務めている間も臨床心理士等に相談できる機会をつくること</u>

・全国８か所の高裁（または同所の地裁）に臨床心理士を配置し、電話または面談が随時できるようにすること

（３）裁判員を務め終わった後の段階

■守秘義務を緩和し、心理的負担を一人で抱え込まないようにすること（「市民からの提言２０１４」提言⑪）

■利用率が極めて低い「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」について見直しを行うこと

・裁判所で心理的負担を感じた裁判員経験者が相談しやすいように、裁判所の設置ではなく、独立した第三者機関とすること
・相談回数の制限をなくすこと（現在は５回まで無料）
・相談に際しては、守秘義務が解除されることを明示すること
・面談に際しては、相談者の最寄りの地裁付近まで臨床心理士等を派遣し、出張相談できる体制を整備すること

※裁判員経験者ネットワークのアンケートでは、心の負担を感じた３０人のうち「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を利用したのは２人でした。

３、市民の視点から検証する体制をつくること

（１）裁判員経験者の声から

・被告人の「その後」を考える裁判員経験者

・人の人生を決める重みと問い

・人を変える裁判員経験

・裁判員としての主体的な参加～人生で一度の経験が持つ意味

（２）裁判員法に附則第９条に代わる見直し規定を設ける必要性

今回の政府改正案には、守秘義務の問題、裁判員の心のケアだけではなく、裁判員裁判の対象事件の検討、裁判員休暇制度等の社会的サポート体制の強化、裁判員裁判と上級審との関係等も盛り込まれていません。これらの問題に限らず、裁判員制度が適正に機能し、社会に根付くためには、常に検証が

必要です。運用だけではなく法改正を伴う見直しが必要となる場合もあります。しかし、附則第９条の見直しが行われた後は、裁判員法には制度見直しに関する規定がなくなります。附則第９条に代わる見直しの規定を設けて、少なくとも３年経過毎に制度を検証し、必要に応じて見直しを行うべきです。

（３）継続的に市民の視点から検証する必要性

裁判員制度は、市民が司法に直接参加する制度です。裁判員制度のあり方についても、法律の専門家だけではなく、司法の新しい「担い手」となった市民の声を反映させることが大切です。

裁判所が実施する裁判員経験者の意見交換会は、法曹三者にとって有意義な場となっています。しかし、市民が司法の新しい担い手となった裁判員制度では、法曹三者が実施する場だけではなく、市民が主体的に裁判員制度の検証を行う場が必要です。裁判員制度が今後、どのように社会の中で存在していくか。その鍵を握るのは市民一人ひとりだからです。裁判員経験者を含めた検討会や委員会を設置するなど、市民の視点から継続的に裁判員制度を検証する体制をつくることが必要だと考えます。

以上